

平成15年3月6日(木)

西伯町・会見町合併協議会

協議会だより 号外

～ 第3回合併協議会の概要～

合併の期日は平成16年10月1日

さる3月4日(火)、会見町浅井の会見町総合福祉センター会議室で、第3回合併協議会が開催されました。

今回の協議会では、合併の期日、新町の事務所の位置など合併協議事項の中でも根幹となる事項が議題となっていたため、前夜から降り続く雪にも関わらず、たくさんの傍聴者がありました。

午前9時開会の会議ではまず、合併の期日について協議され、県議会での合併可否の議決の時期、町民への周知期間などを考慮して、平成16年10月1日とすることが決定されました。

新町の名称公募は4月から

新町の名称の決定については、両町の住民や出身者などから名称の候補を募ることとされました。

寄せられた名称の候補は、数度の協議会での絞り込みと町民からの意見聴取を経て、今年の12月に開催される協議会において最終的に決定されます。

募集要項については、4月上旬に配布する予定ですので奮ってご応募ください。

新町の事務所の位置は7月までに決定

両町の電算事務の統合作業に要する時間等から、遅くとも合併の1年前までには新町の事務所の位置を決定する必要があるため、本年7月までに決定する方針が固まりました。

なお、事務所の位置決定に当たっては、住民サービスが低下しないことなどの観点が決定されました。

また、新庁舎を建設するか、現有庁舎を利用するかについては、建設費のみではなく、庁舎管理費も含めて考えるべきではないかとの意見があり、今協議会では結論に至りませんでした。

新町の議員定数は16人に、合併後に新議員を選挙

続いて新町の議員の取り扱いについて協議され、合併特例法に定められた特例措置(合併時の議員の在任又は定数の増加)は行わないこととされました。

また、定数については、合併後は議員数も減ずるべきとの意見が多いことなどから、定数を16人(合併後の法定上限数は22人、現在は西伯町16人、会見町12人)とすることが決定されました。

したがって、新町の議会議員については、法令の原則規定に従い、新町発足後50日(11月19日)以内に定数を16人とする設置選挙が行われることとなります。

その他の決定事項については、裏面の一覧表をご覧ください。

次回開催は4月3日(木)、西伯町役場で

次回の協議会は、4月3日(木)午前9時から正午まで、西伯町役場2階大会議室で開催されることとなりました。

大字の名称の取り扱い、新町建設計画の作成などについて協議される予定です。是非傍聴してください。

第3回 西伯町・会見町合併協議会 決定事項一覧

区 分	決 定 内 容	摘 要
合併の期日	合併の期日を平成16年10月1日とする。	
新町の名称	公募により募集する。	
新町の事務所の位置	1 平成15年7月までに決定する。 2 次の観点から総合的に検討することとする。 (1) 住民サービスを低下させないこと。 (2) 業務効率を低下させないこと。 (3) 新事務所への業務移管に著しい費用を伴わない方法とすること。 3 次の要素を総合的に検討することとする。 (1) 両町が現在保有している庁舎の現況(室数、床面積、駐車場など) (2) 交通事情(道路現況、バス路線など) (3) 主要公共施設(郵便局、病院、老人ホームなど) (4) 公共的団体の施設等(JA、社会福祉協議会など) (5) 地理的条件(移動距離・所用時間、産業集積、河川など) (6) 人口現況(集落・自治会単位ごとの人口、世帯数など) (7) その他の周辺施設(観光施設、大型小売店など)	新庁舎を建築するか、現有庁舎を利用するかは、それぞれのランニングコストを検討の上決定する。
新町の議会議員の定数および任期	1 合併特例法による特例は適用しない。 2 定数は、16人とする。	合併後の定数の上限は22人。
新町の農業委員の定数および任期	平成15年中に決定する。	小委員会は設けない。
新町の収入役	収入役は置かない。	
両町の各種施策に関する調整方針	一部表現の再検討をすることとされたが、内容については原案どおり決定	
協議会の15年度予算	原案どおり決定	24,845千円

発行 西伯町・会見町合併協議会 (TEL 48-3375 FAX 48-3376)

編集 西伯町・会見町合併協議会事務局 (合併推進室)

ホームページ <http://www.saihaku.net/gappei/>

E-mail otayori@sanmedia.or.jp